

業務廃止届（法第7条）

1 内容

免許証の有効期間中に麻薬に関する業務を廃止したとき、又は薬局を廃止したときは、15日以内に届け出なければなりません。

2 提出書類、部数

- ・業務廃止届 2部
- ・麻薬小売業者免許証 原本

各部数は控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

なし

4 申請時期

届出の事由が生じた日から 15日以内

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

業務を廃止したときは、15日以内に『残余麻薬届』も届け出なければなりません。

業務廃止時に所有していた麻薬は、50日以内に、『麻薬廃棄届』による廃棄または『残余麻薬譲渡届』による譲渡をしなければなりません。